平成２９年（フ）第１３号
和歌山県田辺市湊51番10号
破産者　宮本　孝一
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２６号
和歌山県田辺市神子浜２丁目17番７号、前住所和歌山県田辺市中屋敷町７番地の１
破産者　プライム学習塾こと　新田　英司
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２９号
和歌山県田辺市天神崎15番７―202号
破産者　木下　弘美
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３０号
和歌山県田辺市天神崎15番７―202号
破産者　木下まり子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第４２号
広島市南区東雲１丁目６番18―306号
破産者　白石保二郎
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０９号
徳島県徳島市南末広町２番68―13号　末広マンション
破産者　山口　慎司
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県飯塚市鯰田1698番地２　本町コーポ202号室（前住所福岡県飯塚市赤坂710番地３）
破産者　丸林　靖幸
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１８号
大分県別府市平田町17番５号
破産者　佐藤　勝之
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
大分市東春日町５番３号（スカイメゾンクローバー80―905)
破産者　中村　京子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
岩手県二戸郡一戸町高善寺字傘木39番地20　マンション友愛12号室
破産者　上柿　信子
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２３５２号
横浜市都筑区勝田南２丁目13番14号
破産者　平野　雅晴
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４号
神奈川県綾瀬市大上３－５―12―101、住民票上の住所神奈川県綾瀬市大上７丁目12番８号
破産者　比留川　満
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５１号
横浜市港北区樽町１丁目26番６―402号
破産者　本間　達也
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台２番２―506号、前住所神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目20番18号　ビューパレス茅ヶ崎105
破産者　橋本　　隆
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６４号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目45番19号　ときわ木ハイツＢ　101
破産者　木村真奈美
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７６号
横浜市南区南太田１丁目19番７号　パラッツオ南太田401号、住民票上の住所横浜市南区宿町２丁目42番地２　エーデル南202号
破産者　稲川　憲義
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７号
新潟県五泉市一本杉318番地１
破産者　相馬　真紀
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４７号
新潟県五泉市郷屋川２丁目２番２号、居所水戸市石川２―4224―８　フォーライフヴィラ石川町203・新潟市中央区上所３丁目３―28　ベルトピア上所204号室
破産者　浅井　　晃
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部